

令和４年度
第９回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年１２月２７日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第9回総会 議事録

令和4年12月27日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 買受適格証明願（3条許可）決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 許可取消し（5条）報告について

報告第5号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画
報告について

報告第6号 現況証明報告について

報告第7号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

日程第5 農地の賃借料情報の提供について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	（欠席）		10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	浅野	富士男	16 番	武田	金之

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：16名)

1番 木村 光男

2番 今井 賢次

3番 鷺津 富夫

4番 蟹江 勇夫

5番 大嶋 茂

6番 柴山 守男

7番 野田 義隆

8番 吉田 善政

9番 (欠席)

10番 花木 定信

11番 山中 政勝

12番 安藤 均

13番 夫馬 政義

14番 川合 一

15番 高橋 紘治

16番 後藤 守

17番 菱川 善也

<欠席委員>

(農業委員：1名)

9番 河邊 直喜

(農地利用最適化推進委員：1名)

9番 土川 猛司

<事務局>

事務局長 加藤 勝明

専任課長 角田 篤彦

主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦

専任課長 澤田 敦志

課長補佐 長澤 洋司

主任 平野 智美

主任 坂口 達郎

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第9回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時06分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第6回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。14番 本多幸信委員さん、15番 伊藤真澄委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外・編入の案件につきまして説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者よりご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議を宜しくお願

いたします。

【坂口主任】

農業振興課の坂口と申します。宜しく願いいたします。議案第1号についてご説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

本議案は、令和4年8月16日から令和4年11月15日までに、各事業計画者より申し出のありました、農用地利用計画の変更について記載されています。内訳ですが、除外14件、事業計画の中止による編入が2件です。関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。

資料の見方について説明します。1枚めくると、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。緑色は農用地区域内農地、茶色は農業用施設用地です。番号はそれぞれ左上にあり、地図上のピンク色が申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場などを示しています。右端の「意見等」の欄は、各該当の土地改良区等より、該当案件については、いずれも“やむを得ない”との御意見をいただいています。それでは、個々案件説明をさせていただきます。

1番は分家住宅です。申出者や家族所有の土地は、本家の所在地以外は、申出地を含む青地しかなく、周辺土地の売買交渉も不調に終わったため、代わる土地はありません。申出地についても、西側・北側は宅地に接しているため、農用地区域の端であるため、除外はやむを得ないと考えます。

2番は、福祉施設・B型就労継続支援事業所です。申出者は、愛知県を中心に老人ホームやデイサービス、障害者グループホームなど数多く運営しています。一宮市内にも9カ所の事業所があり、本年6月には一宮市西部にB型就労継続支援事業所を開所しましたが、既に定員に達しており入所希望があっても受入れできない状態であるため申出地に計画をしたものです。土地の選定については、運営している他の施設との連携、一宮市東部で具体的な利用を望む声がある申出地周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

3番は福祉施設・有料老人ホームです。申出者は、平成31年に申出地南側に有料老人ホームを開設しました。看護師が常駐することもあり数多くの問合せがありますが、常に満床で、入所希望に十分応えられていない状態であるため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業や職員配置の効率や、交代勤務する従業員の行き帰りの安全を考え、現施設の周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

4番から10番は駐車場です。4番の申出者は、申出地西側に店舗を構え、宝石や貴金属の販売加工などを主に営んでいます。新規事業として高齢者の見

守りや買い物支援など便利屋事業を始めたところ依頼が伸びてきたため、従業員を増員しました。また、宝石店の来客も増えてきたため、駐車場が不足し、店舗に隣接する代表理事の自宅通路に詰めて駐車して対応していますが、車の出入りの際に来客や従業員に不便をかけている状態であるため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、来客や従業員の利便性や安全を考え、店舗周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。5番の申出者は、宗教法人として寺院を運営しています。寺の行事やお墓参りなどに車で来る方が増えており、集会や参拝者が重なりと駐車場が不足し、路上駐車が増え、近隣の交通に迷惑をかけるようになってきたため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、利用者に高齢者が多いため寺に近いことを考え、寺院周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。6番の申出者は、車の外装部品用の金型の製造販売などを主に営んでいます。業績の好調に伴い、トラックの待機場所に増員した従業員の車を駐車するようにしたため、出入りするトラックが路上に待機するようになり、近隣の交通に迷惑をかけるようになってきました。また、主要道路から事業地に進入する途中の水路際に転落防止のフェンスが設置されたため何度か切り返ししなければならず、取引先にも不便をかけている状態であるため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性を考え、本社工場周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。7番の申出者は、近年は福祉施設の経営や介護事業を主に営んでいます。現在、申出地東側で運営している施設の事業用・従業員用に駐車場を借りていますが、土地所有者より返却を求められました。また、コロナ対策として中止していた入所者家族の面会も対策をしながら再開することになったため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、利用者や事業の利便性、従業員の行き帰りの安全のため、施設周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。8番の申出者は、自動車部品の金属プレス加工を主に経営しています。電気自動車部品の受注増加により工場を増築しました。原材料や完成品の搬出入のトラックも増加しましたが、荷捌きスペースは工場西側の一箇所しかなく、一台ずつ作業するしかありません。このため、効率の悪い状態であり、工場南側の駐車場の一部を移転し、完成品置場の搬出入スペースにする計画を立て、移転が必要になった駐車場を申出地に計画したものです。土地の選定については、事業の作業効率や従業員の安全を考え、事業所周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったものです。北西側に一筆残りますが、苗田で周辺農地と一体で耕作されているものではなく、この計画について土地所有者と調整した結果を踏まえたものとのことで、本件除外はやむを得ないと考えます。な

お、北西側の一筆については、次回の農業振興地域整備計画の見直しの時に、除外をする予定です。9番の申出者は、倉庫業、貨物運送を主に運営しています。オンライン受注による依頼が増え、倉庫の確保が急務の課題となったため、駐車場を移転し新倉庫を建てました。不足する駐車場は一時的にグループ会社の駐車場を借り、また、申出地南側の白地を農地転用により確保しましたが足りないため、申出地に計画したものです。土地の選定については、駐車場は夜の作業もある従業員の安全のため、事業地の周辺で交渉を行いました但不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。なお、北側の一筆については、次回の農業振興地域整備計画の見直しの時に、除外をする予定です。10番の申出者は、江南市（一宮市との市境）に本社を置き、一宮市内に駐車場を借り、運送業を営んでいます。業績も伸び、従業員やトラックを増やし対応してきたため、駐車スペースが足りず本社敷地内に詰めて駐車しています。このため来客や従業員に不便をかけていることや他に借りている駐車場は水はけが悪く、接面道路も狭いこと、小学校の通学路になっており危険であることから、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性のため、本社から一宮ICに向かう経路上で大型トラックの出入りがしやすい市道0142号線沿いで交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

11番から13番は資材置場です。11番の申出者は、工作機械・建築金物の製作及び施工業を主に営んでおり、申出地の北側の工場では椅子の組み立て作業を中心に行っています。作業効率を上げるため雨に強いアルミ製の資材を工場の外に置き、完成品の荷降ろしスペースを確保するため社用車や従業員の車を敷地内に詰めて停めています。しかし、車の出入りの度に移動が必要で、効率も悪いため、申出地に資材置場と搬出入スペースを設ける計画をしたものです。土地の選定については、作業の効率のため工場隣接地しかなく、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。12番申出者は、養鶏事業を営んでいます。鶏卵等の出荷や直売、鶏糞の販売もしています。鶏糞は、主に一宮・稲沢の銀杏業者に販売していますが、銀杏収穫後の12月から翌年の3月に集中するため、その時期まで保管場所が必要です。鶏の飼育数が増えるにつれ、鶏糞の保管スペースが不足し、飼料置場や作業機械置場に保管するようになってきました。本来置いていた飼料や作業機械は、鶏舎の庇や通路部分などに分散して置くようになり、作業効率が悪い状態になってきたため、申出地に飼料や作業機械の資材置場の計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性を考え、鶏舎周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。13番の申出者は、土木資材販売を主に営んでいます。現在岐阜市にある資材置場から依頼のあった現場に資材を配達したり、

取引先に直接取りに来てもらったりしていますが、取引先が一宮市東部や江南市、岩倉市などに多数あり、現在の資材置場から行き来するのは効率が悪いいため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性のため、主要取引先のある国道155号線沿いの申出地周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

14番はガス管敷地及び駐車場兼資材置場です。申出者は、ガス事業を営んでいます。萩原方面から尾西方面に都市ガスを輸送するため、日光川に架かっている北今大橋の地下に埋設する計画でしたが、橋げたの問題から愛知県より埋設の許可が下りず、ガス導管を迂回せざる得なくなりました。また、河川沿いの県道にも埋設の許可が下りないため、申出地にガス管敷地とメンテナンス用車両及び資材置場を計画をしたものです。

土地の選定については、ガス導管を斜めに埋設することは河川法上認められないため、対岸の用地が確保できることを条件に申出地周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

15番は事業計画（分家住宅）の中止による編入です。令和3年8月に除外の申出をし、農地転用許可申請の準備を始めていたところ、居宅や土地を母が遺贈により取得することになり、その土地で分家住宅建築が可能であることが分かったため、編入の申出をされたものです。

16番は事業計画（店舗拡張）の中止による編入です。申出者は令和元年11月に除外申出をし、農地転用許可申請の準備を始めていたところ、新型コロナウイルスが流行し始めたため、一旦計画を中断し、計画の見直し、再検討、再々検討をした結果、当初申出者が見込んでいた客足の回復や伸びを見込むのは厳しいとの判断になり、計画の中止を正式に決定し、編入の申出をされたものです。

以上、16件の説明とさせていただきます。 よろしく申し上げます。

【浅野議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

次に、他の委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

【浅野富士男委員】

5番について、隣地の所有者及び建物所有者から同意を得ていますとのことですが、進入路のなる部分は誰の所有ですか。法人ですか個人ですか。

【平野主任】

今回の申し出をしている法人の代表が所有する土地です。個人の所有です。

【浅野富士男委員】

地目はどうなっていますか。

【平野主任】

地目は宅地です。

【浅野富士男委員】

農地への進入路がないのは考えられないと思うが。

【平野主任】

申出地はいわゆる目蔵地で進入路がない土地のため、隣接する宅地の一部を進入路として利用する計画です。隣接する土地の所有者は、今回申出する法人の代表の所有で、その土地に建っている建物は代表の方の娘夫婦の住宅です。進入路としての利用に同意されています。

【浅野富士男委員】

土地所有者と建物所有者は別ですか。

【平野主任】

土地所有者と建物所有者は別です。

【浅野富士男委員】

進入路は、建物にはかからないと思うが。

【平野主任】

建物敷地の一部を進入路とする計画のため、建物所有者が同意をしています。

【浅野富士男委員】

建物を建てる際の農振除外や農地転用を行ったと思うが、その際に目蔵地に

なり農地への進入路がないようなものを許可するとは考えにくいと思うが。なぜ、このような分筆をしたのだろうか。

【平野主任】

住宅は、平成24年ころに建築していますが、分筆された経緯は不明です。

【浅野富士男委員】

農地転用許可の申請の際にお聞きしますので、経緯を確認しておいてください。

【浅野会長】

他に、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

意見もつきたようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外・編入に対しやむを得ないものとさせていただきます。

【浅野議長】

ここで、農業振興課の職員は退席願います。

<市農業振興課職員 退席>

【浅野議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転3件、使用貸借権設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。

35番、36番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。37番につきましては、同一の世帯内で経営移譲を行うため、使用貸借権を設定されるものです。38番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可4件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用3件です。詳細は、4ページをご覧ください。

8番、9番につきましては、自己用住宅を建築するものです。以上、2件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

10番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農

地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可3件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転13件、所有権移転及び賃借権設定1件、賃借権設定4件、使用貸借権設定8件です。詳細は、6ページから11ページとなります。

6ページの195番から8ページの205番につきましては、分家住宅を建築するものです。206番につきましては、既存宅地ための最小限の通路として利用されるものです。207番につきましては、宅地造成を行うものです。本来、土地造成のみを目的とする農地転用につきましては、許可できないこととなっておりますが、例外的に「地区計画が定められている区域」においては農地転用許可ができることとなっております。本申請地においては、大和町妙興寺地区計画が定められており、住宅用地として利用される予定です。以上、13件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、208番から9ページの211番につきましては駐車場、

212番につきましては資材置場、213番から10ページの217番につきましては資材置場及び駐車場、218番、219番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。11ページの220番につきましては、砂利採取のため一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可26件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の12ページをご覧ください。議案第4号は、買受適格証明願（3条許可）決定についてです。今月の申請は、2件です。詳細は、13ページをご覧ください。

3番、4番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3条許可）2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、2件です。詳細は、15ページをご覧ください。6番につきましては、被相続人が愛知県農地中間管理機構に特定貸付を行っていた農地がありますので、特定貸付は継続しながら、それ以外の農地については相続人自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。7番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。まず、議案第6号、4番から9番につきましては、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

<江寄正雄委員 退席>

【浅野議長】

事務局、議案第6号、4番から9番を説明願います。

【神尾主査】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第6号、4番から9番について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。16ページをご覧ください。

4番から9番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画6件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号、4番から9番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<江寄正雄委員 自席に戻る>

【浅野議長】

引き続き、議案第6号を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第6号 について、ご説明申し上げます。

詳細は、17ページから30ページとなります。18ページの1番から3番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。つづきまして、10番から19ページの11番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。つづきまして、12番から21ページの31番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。つづきまして、32番から30ページの124番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。

以上、農地利用集積計画 118件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 6 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 7 号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の 31 ページをご覧ください。

議案第 7 号について、ご説明申し上げます。本案は、農地利用配分計画案についてです。詳細は、32 ページをご覧ください。

1 番につきましては、3 筆計 1, 402 m²について、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案 1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 7 号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

次に、日程第 4 「報告事項」を議題とします。

- ・報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第 3 号「買受適格証明願（5 条届出）報告について」

- ・報告第4号「許可取消し（5条）報告について」
 - ・報告第5号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第6号「現況証明報告について」
 - ・報告第7号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第7号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。つづきまして、3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから7ページまでの所有権移転19件、使用貸借権設定1件です。つづきまして、8ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）についてです。今月の報告は、9ページの1件です。つづきまして、10ページをご覧ください。報告第4号は、許可取消し（5条）報告についてです。今月の報告は、11ページの1件です。つづきまして、12ページをご覧ください。報告第5号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、13ページの1件です。つづきまして、14ページをご覧ください。報告第6号は、現況証明報告です。今月の報告は、15ページから17ページまでの11件です。つづきまして、18ページをご覧ください。報告第7号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、19ページの5件です。

以上、報告第1号から報告第7号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第7号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第7号までご承認いた

だいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時45分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 本多 幸信

署名者 伊藤 真澄